



発行 東京都

目次

31

規則（教）

○博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則……………一

訓令（教）

○東京都教育委員会事案決定規程の一部改正……………七

訓令（議）

○東京都議会議員の公務災害等に関する規程の一部改正……………七

○東京都議会事務局職員の公務災害等に関する規程の一部改正……………七

○東京都議会事務局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程の廃止……………七

○東京都議会情報公開条例の施行に関する規程の一部改正……………七

○東京都議会事務局文書管理規程の一部改正……………八

規則（教）

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第十五号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年東京都教育委員会規則第十一号）の一部を

次のように改正する。

題名中「登録」の下に「等」を加える。

前文中「第十六条」を「第二十二条及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第二十四条第二項」に、「基き」を「基づき」に改め、「登録」の下に「等」を加える。

第一条中「博物館法」（以下「法」という。）第十条を「博物館法（以下「法」という。）第十四条第一項」に改める。

第七条中「左」を「次の各号」に、「東京都公報に告示しなければならない」を「インターネット等により公表しなければならない」に改め、同条第一号中「第十条」を「第十四条第一項の規定」に改め、同条第三号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項の規定」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項の規定」に、「取消」を「取消し」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第十五条第一項の規定により変更をしたとき。

第七条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十条 博物館法施行規則第二十四条第二項に規定する基準及び当該基準に基づく指定の審査に当たつては、第二条及び第三条の規定を準用する。この場合において、第二条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する」と、第二条第二号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、同条第三号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、「博物館」とあるのは「指定施設」と、第三条第二項第一号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、「博物館資料」とあるのは「資料」と、同項第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、同項第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」とする。

第六条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「別表第五号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「別表第四号様式」を「別記

第三号様式」に改め、同条ただし書を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七条 法第十六条の規定による博物館の運営状況の定期的な報告は、別記第四号様式により行うものとする。

2 前項の規定による報告は、毎年五月末日までに行うものとする。

第四条中「第十二条」を「第十四条第二項」に改め、「委員会が」の下に「登録したときに」を加え、「別表第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「第十二条」を「第十三条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「取消」を「取消し」に、「あたり」を「当たり」に、「必要があるときは実地調査を行い、又は学識経験者若しくは専門機関の意見を徴することができる」を「あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員会は、必要があるときは実地調査を行うことができる。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「別表第一号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を次のように改める。

2 法第十二条第二項第二号に規定する書類は、次の各号のとおりとする。

一 前条第一号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類

イ 博物館資料の目録

ロ 博物館事業（展示、調査研究、教育活動、職員への研修等）の計画又は実績を示す書類

二 前条第二号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類

イ 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類

ロ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類

三 前条第三号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類

イ 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面並びに保有形態を示す書類

ロ 防災、防犯、利用者の安全及び利便性の確保の観点から対応している事項を示

す書類

ハ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

第二条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

第二条 法第十三条第二項に規定する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 博物館の体制に関する基準

イ 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下単に「基本的運営方針」という。）を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

ロ 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ハ ロに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

ニ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

ホ 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる教育、学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

ヘ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

ト 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

二 博物館の職員に関する基準

イ 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれ

ていること。

ロ 学芸員が置かれていること。

ハ 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

三 博物館の施設及び設備に関する基準

イ 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

ロ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ハ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

ニ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

別表第一号様式から第五号様式までを削る。

別表の次に、別記様式として次の五様式を加える。

別記第1号様式 (第2条関係)

博物館登録申請書

年 月 日

東京都教育委員会 殿

登録申請者氏名

博物館法第12条の規定に基づき、添付資料を添えて下記のとおり申請します。

記

事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

(添付資料)

- 1 館則の写し
- 2 博物館の登録等に関する規則 (以下「規則」という。) 第2条第1号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類
 - (1) 博物館資料の目録
 - (2) 博物館事業 (展示、調査研究、教育活動、職員への研修等) の計画又は実績を示す書類
- 3 規則第2条第2号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類
 - (1) 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
 - (2) その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 4 規則第2条第3号に規定する基準を満たすことを証する次に掲げる書類
 - (1) 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面並びに保有形態を示す書類
 - (2) 防災、防犯、利用者の安全及び利便性の確保の観点から対応している事項を示す書類
 - (3) 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- 5 その他東京都教育委員会の定める書類

(日本産業規格A列4番)

別記第2号様式（第5条関係）

博物館登録通知書

年 月 日

登録申請者 宛て

東京都教育委員会

博物館法第14条の規定に基づき、下記のとおり登録したことを通知します。

記

事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録年月日	
登録記号番号	

（日本産業規格A列4番）

別記第3号様式（第6条関係）

博物館登録事項等の変更届

年 月 日

東京都教育委員会 殿

設置者氏名

博物館法第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 博物館の名称 _____
- 2 博物館の所在地 _____
- 3 変更事項

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

（日本産業規格A列4番）

別記第4号様式(第7条関係)(甲)

(2)

博物館等運営状況定期報告書

東京都教育委員会 殿

年 月 日

設置者氏名

博 物 館

博物館法第16条の規定に基づき、下記のとおり

博物館相当施設

報告します。

記

1 博物館の登録等に関する規則第2条及び第10条に規定する基準の適合状況

基準の内容	適合状況
(1) 博物館の体制に関する基準 イ 博物館資料の収集、保管及び提示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針(以下単に「基本的運営方針」という。)を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。 ロ 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 ハ ロに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 ニ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。	適・否
ホ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる教育・学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。	適・否

(日本産業規格A列4番)

基準の内容		適合状況
イ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。		適・否
ロ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。		適・否
(2) 博物館の職員に関する基準		
イ 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。		適・否
ロ 学芸員が置かれていること。		適・否
ハ 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。		適・否
(3) 博物館の施設及び設備に関する基準		
イ 博物館資料の収集、保管及び提示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。		適・否
ロ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。		適・否
ハ 博物館の規模及び提示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。		適・否
ニ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。		適・否

(注) 基準に適合している場合は「適」に、適合していない場合は「否」にそれぞれ○を付けること。

2 事業実績報告

事項	項	記	載	欄
博物館の名称				
博物館の所在地				
当年度開館日数	日 (年 月 日から 年 月 日までの期間)			
事業実績(概要)	展覧会名称	会期	開館日数	観覧者数
年度合計				

(日本産業規格A列4番)

(丙)

事項	記載欄
事業実績 (詳細)	

(注1) 「事業実績 (概要)」欄及び「事業実績 (詳細)」欄について、記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付すること。

(注2) 「事業実績 (詳細)」欄には、事業実績の内容を具体的に記入すること。

3 今後の変更事項の有無

事項	変更事項
(1) 登録原簿記載事項 (設置者の名称及び住所並びに博物館の名称及び所在地)	有 ・ 無
(2) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究に係る体制 (館則等) (※変更がある場合は、その詳細を御記入ください。)	有 ・ 無
(3) 学芸員その他の職員の配置 (館長、学芸員及び学芸員補等の異動、組織一覧及び職員名簿) (※変更がある場合は、その詳細を御記入ください。)	有 ・ 無
(4) 施設及び設備 (建物及び土地の登記簿、図面、防災及び防犯設備等) (※変更がある場合は、その詳細を御記入ください。)	有 ・ 無

(注1) 有又は無のいずれかに○を付けること。

(注2) 3 (1) について変更事項がある場合は、博物館法第15条第1項の規定により博物館登録事項等の変更届 (別記第4号様式) を提出すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第5号様式 (第8条関係)

事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

博物館廃止届

年 月 日

東京都教育委員会 殿

設置者氏名

博物館法第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

(日本産業規格A列4番)

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第四号

教育庁

東京都教育委員会事案決定規程(昭和四十七年東京都教育委員会訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都教育委員会

別表十三の項中「及び保有特定個人情報」を削る。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第一号

東京都議会議会局

東京都議会議会局職員の人事考課に関する規程(平成十四年東京都議会議長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都議会議長 三宅 しげき

第五条第三号中「第二十二條の三第一項」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六條第一項第二号又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年東京都条例第百四十八号)第九條」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第二号

東京都議会議会局

東京都議会議会局職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程(昭和四十六年東京都議会議長訓令甲第五号)は、廃止する。

令和五年三月三十一日

東京都議会議長 三宅 しげき

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

告示(議)

●東京都議会議長告示第二号

東京都議会議員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する規程(昭和四十六年東京都議会議長告示第二号)は、廃止する。

令和五年三月三十一日

東京都議会議長 三宅 しげき

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都議会議長告示第三号

東京都議会議会情報公開条例の施行に関する規程(平成十一年東京都議会議長告示第四号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都議会議長 三宅 しげき

第三条第三号中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改める。第七條第二項中「映像又は」を「映像若しくは」に、「フロッピーディスク、光ディスク若しくは」を「光ディスク」に改める。

別記第二号様式及び第三号様式中「回」を削る。

別記第四号様式中「公文書非開示決定通知書」を「公文書不開示決定通知書」に改め、

「**四**」を削る。

別記第五号様式から第十号様式まで及び第十一号様式の二から第十四号様式までの規定中「**四**」を削る。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都議会議長告示第四号

東京都議会議政局文書管理規程(平成十一年東京都議会議長告示第五号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都議会議長 三宅 しげき

第三十一条第一項ただし書を削る。

第五十三条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

別表起案文書及び収受文書(他の起案文書に添付するもの及び資料文書を除く。)の部公文書の開示等に関するものの項中「非開示」を「不開示」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式中「**参**」を「**参**」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

